

定款

一般社団法人日本ボーイズタウンプログラム振興機構

一般社団法人日本ボーイズタウンプログラム振興機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ボーイズタウンプログラム振興機構と称する。

- 2 この法人の英文名称は、**Institute of Boys Town Program Facilitation in Japan**と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもや家族に癒しと希望を届けるため、わが国におけるボーイズタウンプログラムの普及と指導者の育成を図る事業を行う。それは、子どもが社会で受け入れられる行動の習得、汎用を促し、子どもの成長と家族の幸福の実現を積極的に支援することを通じて、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) ボーイズタウン・COMMONSENSEペアレンティングに関連する指導者育成及び認定事業
 - (2) ボーイズタウン・COMMONSENSEペアレンティングに関連する普及啓発及び研究、開発事業
 - (3) ボーイズタウン・COMMONSENSEペアレンティングに関連する出版及び情報提供事業
 - (4) 社会スキルトレーニングに関連する指導者の育成および認定事業
 - (5) 社会スキルトレーニングに関連する普及啓発及び研究、開発事業
 - (6) 社会スキルトレーニングに関連する出版及び情報提供事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は法人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人又は法人

(2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した個人又

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その維持を賛助する個人又は法人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の会費・入会金支払義務)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、毎年、社員総会において別に定める会費・入会金を支払う義務を負う。既納の会費・入会金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を3箇月以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に一回開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事・監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が、第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会で選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上8名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名以上2名以内を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、第17条第2項に定める社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は代表理事が招集する。代表理事が複数ある場合は、予め理事会で定めた順序に従い、これを招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するものは、理事会の日の5日前までに各理事及び各監事に対し、その通知を発しなければならない。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見做す。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款は、第17条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第35条 この法人は、第17条第2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 認定団体

第37条 この法人の事業を協働して推進する団体として、認定団体制度を設ける。

- 2 認定団体に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 認定団体の任免は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。

第10章 委員会

第38条 この法人の事業を推進する組織として、委員会を設置する。

- 2 前項の委員会は、CSP プログラム委員会、社会スキルプログラム委員会の2種とする。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

第11章 支部

第39条 この法人の事業を全国で推進するために、支部を設置する。

- 2 支部に関し必要な事項は、理事会が定める。

第12章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

以上、一般社団法人日本ボーイズタウンプログラム振興機構の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年10月1日